

# 宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

令和2年10月1日条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、本県における自転車の安全で適正な利用について、基本理念を定め、並びに県及び自転車利用者の責務並びに県民等、事業者及び交通安全団体の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策の基本的事項を定めることにより、これらの者が相互に連携した取組を推進し、自転車の関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者 道路（法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。）において自転車を利用する者をいう。
- (3) 自動車等 法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (4) 県民等 県内に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (5) 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の交通安全に関する団体をいう。
- (6) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- (7) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- (8) 自転車損害賠償責任保険等 自転車の利用により生じた他人の生命又は身体の損害を填補することができる保険又は共済をいう。

(基本理念)

第3条 自転車の安全で適正な利用は、県、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体その他の関係者及び関係団体がそれぞれの責務又は役割を果たし、自転車が関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図ることを旨として促進されなければならない。

2 自転車の安全で適正な利用は、歩行者、自転車利用者及び自動車等の運転者が、交通法規を理解するとともに、それぞれの特性について相互に理解し、配慮し合うことで、本県における交通の安全性を高め、もって県民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを旨として促進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体及び市町村並びに国と相互に連携し、及び協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

2 県は、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、自転車が車両（法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）であることを認識し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 交差点内を通行しようとするときは、信号機、道路標識及び道路標示を遵守するほか、当該交差点の状況に応じて一時停止又は徐行をするなど、安全を確認して通行すること。

(2) 夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）においては、前照灯を点灯するとともに、法その他の自転車に関する法令（公安委員会規則を含む。以下「自転車関係法令」という。）に定める反射器材を備え付け、又は尾灯を点灯すること。

(3) 携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、画像表示用装置に表示された画像を注視し、又は傘を差しながら運転しないこと。

(4) 自転車関係法令に定める乗車人員の制限を超えて運転しないこと。

(5) イヤホン又はヘッドホンを使用して音楽等を聴くなど、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で運転しないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、自転車関係法令に定める自転車の安全な利用に関する事項

2 自転車利用者は、盗難防止のため、自転車を確実に施錠するよう努めなければならない。

(県民等の役割)

第6条 県民等は、自転車の安全で適正な利用について理解を深め、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組に積極的に参加するよう努めなければならない。

2 県民等は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全で適正な利用について教育及び啓発を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(交通安全団体の役割)

第8条 交通安全団体は、自転車関係法令の遵守についての啓発その他の自転車の安

全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。

- 2 交通安全団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(県の交通安全教育等)

第9条 県は、自転車の安全で適正な利用について、県民等及び事業者が関心及び理解を深めることができるよう交通安全に関する教育及び啓発を行うものとする。

(学校等における交通安全教育等)

第10条 県は、県が設置する学校等において、当該学校等に在学する者に対し、自転車の安全で適正な利用について、その発達段階に応じた教育、指導及び啓発を行うよう努めるものとする。

- 2 県は、県が設置する学校等以外の学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等に在学する者に対する前項に規定する教育、指導及び啓発を行うよう協力を求めるものとする。

- 3 前項の場合において、県は、同項の教育、指導及び啓発が効果的に行われるよう、同項の学校等を設置し、又は管理する者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭における交通安全教育等)

第11条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用について必要な教育を行うよう努めなければならない。

- 2 保護者は、その監護する児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

- 3 高齢者（70歳以上の者をいう。次条第2項において同じ。）の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用に関する事項について必要な配慮をするよう努めなければならない。

(乗車用ヘルメットの着用)

第12条 自転車利用者は、自転車関係法令の定めるところにより自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児を乗車させるときは、当該幼児に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

- 2 高齢者は、自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

(自転車の点検整備)

第13条 自転車利用者、事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付業者（自転車の貸付けを業とする者をいう。次条第4項及び第15条第3項において同じ。）は、その利用し、事業の用に供し、又は貸し付ける自転車について、必要な点検及び整備（自転車の本体及びブレーキ、前照灯、反射器材その他の装備の安全性を確保するために必要な点検及び整備をいう。次項において同じ。）を行うよう努めなければならない。

- 2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第14条 自転車利用者(未成年者を除く。)は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該自転車利用者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

4 自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

第15条 自転車小売業者(自転車の小売を業とする者をいう。以下この項において同じ。)は、自転車を販売し、整備し、又は修理するときは、当該自転車を購入し、又は整備若しくは修理を依頼しようとする者(以下この項において「購入者等」という。)に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、自転車小売業者は、購入者等が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該購入者等に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

2 事業者は、その従業者のうち、通常の通勤方法として自転車を利用するものがあるときは、当該従業者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、当該従業者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入していることが確認できないときは、当該従業者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 自転車貸付業者が業として自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供)

第16条 県は、市町村、交通安全団体、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 学校等を設置し、又は管理する者は、自転車を利用する学生、生徒、児童及び幼

見並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するように努めなければならない。

(道路環境の整備)

第17条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進を図るため、歩行者、自転車及び自動車等が安全に通行できる道路環境の整備に努めるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。